

## 捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
令和 4 年度 (2022 年度)	日高	浦河

## 【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
浦河郡浦河町西舎 (にしちゃ鳥獣保護区 [道指定])	浦河町	ク 2 7 3

## 【捕獲事業の目標】

浦河町においては、令和 2 年度 (2020 年度)、シカによる農林業被害額は 8,761 万円で、日高管内全体における被害額 4 億 4,000 万円の 20%となっているが、北海道環境生活部が作成している「エゾシカ現況マップ」によると、令和 3 年度 (2021 年度) において、夏～秋のシカの密度指標に当たるライトセンサス観察頭数 (頭/10km) は、「シカが高密度に生息・農地や森林への影響が最大」とされる「100 以上」であり、また、初冬～越冬期のシカの密度指標に当たる SPUE (狩猟努力量当たりの目撃数 頭/人日) も「シカの目撃は多い・森林への影響は最大」とされる「8.0 以上」となっており個体数調整のためにシカの捕獲を推進する必要がある。

当地区については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定されているにしちゃ鳥獣保護区 (区域面積 3,350ha) 内に位置し、鳥獣保護区内は、広大な山林のほか、約 1,500ha に及ぶ日本中央競馬会日高育成牧場、約 70ha に及ぶ未利用牧草地 (独立行政法人家畜改良センター新冠牧場所管) を含み、周辺一帯からのシカの逃避場所となっている。特に積雪期には、陽当たりが良く積雪が非常に少なくなる南斜面にエゾシカが集中し、そのような場所では、下層植生の衰退が著しく進行している。

また、下記「地区の概況」に示すとおり、当地区には現在も多数のシカが生息しているとみられることから、餌による誘引によって効率的な捕獲が見込める冬季に捕獲を行い、浦河地域における個体数調整及び更なる農林業被害の低減に資することを目標とする。

## 【地区の概況】

条 件	状 況
生 息 状 況	<ul style="list-style-type: none"><li>シカは通年生息しており、町、鳥獣保護監視員、地元有識者等からの情報により、冬季には数百頭程度が越冬しているとみられている。</li><li>浦河町が平成 23 年度から無雪期に大型囲いわなによる捕獲を実施 (捕獲実績: 平均 23 頭/年) しているものの、無雪期に目撃されるシカの数には減っていない状況である。</li><li>当該地区周辺ではスレジカが多く、鳥獣保護区への逃避が目立つ。</li></ul>
地 形	<ul style="list-style-type: none"><li>周囲を河川で囲まれた南向き斜面の山林で、積雪期にエゾシカが集中している。</li><li>森林内には土場跡地があり、広くわなを設置できるスペースがある。また、作業道が整備されており、捕獲個体の搬出も容易である。</li></ul>
餌 資 源 量	<ul style="list-style-type: none"><li>冬季以外は牧草、冬季はミヤコザサが主な餌資源となっていると見られ、通年生息できる餌資源が存在すると思われるが、一部では林床植生の衰退が見られる。</li></ul>

別記第 4 号様式

周辺環境	希少動植物	・ 付近では、希少野生鳥獣の生息情報がある。
	人間活動	・ 森林内には作業道が設置されている。関係者以外の立入は制限されている。
その他		・ 付近に競走馬の育成牧場がある。

【猟法・捕獲手法】

- ・ くくりわなによる捕獲を行う。  
 なお、付近に競走馬の育成牧場があることから、止めさしをする場合は空気銃又は電気止めさし機を使用して行うこと。
- ・ わな設置後、想定した捕獲成果が見込まれない場合は、誘引方法、わなの構造等を検証し、必要に応じて捕獲手法の改善又は刷新を検討する。

猟法(捕獲手法)	実施期間	場所	目標頭数	考え方
くくりわな (50 基程度)	事業開始～3月中旬 ( <u>わな稼働日数：50 日以上</u> )	浦河郡浦河町西舎 (別添位置図参照)	60 頭 以上	想定越冬数 300 頭×20%

【実施体制】

- ・ 捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・ 事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
くくりわな	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わな設置場所は、天候の変化やエゾシカの行動に合わせて、事業対象地域内において、より捕獲される場所に適宜移動することとする。</li> <li>・ わな設置場所及びその周辺に餌をまき、エゾシカの誘引をする。</li> <li>・ <u>わな設置数は 50 基程度、わな稼働日数は 50 日以上とする。</u></li> <li>・ くくりわなは 1 日 1 回以上見回りをを行う。</li> <li>・ シカ以外の動物が錯誤捕獲された場合は、日高振興局に連絡の上、放獣するとともに、捕獲の認知から放獣までの経緯を記録する(浦河町において駆除対象としている鳥獣又は種類の判別が困難な動物の場合は、日高振興局及び浦河町に連絡し、指示に従って対応する)。</li> <li>・ ヒグマの錯誤捕獲及びわなで捕獲したシカによるヒグマの誘引を防ぐため、周辺でのヒグマの活動状況に注意してわなを運用する。</li> <li>・ わなには、事業者名若しくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置場所への道の入口等、入込者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知する。</li> </ul>

別記第 4 号様式

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
入林承認・作業許可		町有林への入林 わな設置ほか捕獲作業 の許可	浦河町	
保安林内作業許可	森林法	わな設置に伴う土地の 形質の変更	日高振興局林務課	

【有効活用】

- ・ 捕獲個体については可能な限り有効活用する。
- ・ 捕獲個体は、捕獲場所において止めさし後速やかに有効活用先に引き渡す。
- ・ ペットフード原料として利用できない個体が発生した場合は、一般廃棄物として適切に処理する。

〈受入可能な処理施設〉

区 分	対 象	主な搬出先	住 所
ペットフ ード原料	食肉利用には適さないが、ペットフ ード原料に適する個体	愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律 に基づく製造業者の届出を行っている事業者	
一般廃棄 物処理	ペットフード原料として利用できな い個体	原則、事業者により焼却処理を実施。	

【外来鳥獣の捕獲があった場合の対応】

くくりわなの架設は、特定外来生物であるアライグマが捕獲される可能性があることから、北海道がアライグマの捕獲許可を権限移譲している浦河町によりあらかじめ捕獲許可を行い、アライグマの捕獲があった場合には、適切に処分する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図（日高・浦河地域）



実施区域（日高・浦河地域）

